

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
204	4f-13(19-30) (イ) 解説	「発行する株式の内容」が登記事項とされているため(911Ⅲ⑦)、株式の譲渡制限に関する規定は登記事項となるが、「新株予約権の内容」は登記事項とされておらず(911Ⅲ⑫参照)、新株予約権の譲渡制限に関する規定は登記事項と <u>ならない。</u>	「発行する株式の内容」が登記事項とされているため(911Ⅲ⑦)、株式の譲渡制限に関する規定は登記事項となる。一方、新株予約権の内容として、譲渡制限に関する規定を定めた場合、譲渡制限新株予約権である旨は登記事項と <u>ならない</u> (911Ⅲ⑫参照)。	22/2